

関連する段落	御意見 ※本文等の修正案は、赤字で表示しています。	御意見に対する考え方
4	「SEP 保有者が、SEP ライセンス交渉で、超 FRAND 条件を取得するために意欲的なライセンシーを「ホールドアップ」する傾向は、十分に存在が確認されている。一方、SEP ホールドアウトは、存在することが実証されていない。」	
5	以下を追記頂きたい。 （略）実施者側にとって、「ホールドアップ」は依然として問題といえます。ただし、ホールドアップが現実存在しているか、疑問視する意見もあります。他方、特許権者側がライセンス交渉を申し込んだのに、実施者側はSEPについては差止めが認められないだろうと見込んで、ライセンス交渉を拒否する、遅延するなど、誠実に対応しようしない「ホールドアウト」の問題も指摘されています。ただし、ホールドアウトについても、これが現実に存在しているか、疑問視する意見もあります。	今回の意見募集を通じ、ホールドアップ、ホールドアウトの懸念、存在については依然として意見の隔たりが大きいことが改めて浮き彫りになったところ、その旨本文に記載しました。
5	ホールドアップ・ホールドアウトに係る議論について 段落[005]末尾に、「ただし、ホールドアウトについても、これが現実に存在しているか、疑問視する意見もあります。」との追記をお願いしたい。	
7	（案） 「このような宣言過多が起きる背景として、SEP のロイヤルティが、ある標準規格に関する SEP の全件数に占める特定の特許権者の保有する SEP の件数の割合に応じて算出される、という実務慣行が少なくとも一部において存在することを指摘する意見があります。一方で、宣言の不手際を理由に、後日競争法上の問題が生じたり、将来の権利行使の際に抗弁としてあげられないよう、幅広く宣言せざるを得ないという実態もあります。」 （指摘理由） 宣言過多が起きる背景についても、両面からの記述がある方がフェアであり、バランスがとれているように思われます。例えば、SEP の売買の際、特許権者は宣言をしている等の手続きに関わることを伝え、必要な補償を行っています。このように、各社とも宣言に漏れないよう真面目に対処してきた側面があります。この点についての配慮もご検討をお願い致します。	御指摘いただいた内容を、意見として追記しました。
7	改訂版では、初版の記載「本来宣言されるべき特許が宣言されないことに比べれば、はるかに問題が少なく考えられます。」が削除されているが、必須特許宣言は規格に採用された技術が使えない事態を防ぐために、当該技術に関する特許についてライセンスする用意があることを宣言するものであり、当事者が理解すべき事実として、削除は妥当でない。	御指摘いただいた内容を、意見として追記しました。
17	本手引きの位置付けに賛同。 また、本手引きと経済産業省様の「標準必須特許のライセンスに関する誠実交渉指針」との位置付けの違いを、経済産業省が提示しているように記載するとよい。	御意見を踏まえ、脚注 8 に追記しました。
17	経済産業省の『「誠実交渉指針」と『交渉手引き』の位置付けの違い』には、経済産業省の「標準必須特許のライセンスに関する誠実交渉指針」は、「我が国としての誠実交渉の規範」であるのに対し、特許庁の「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」は、「国内外の事実を踏まえ、論点を客観的に整理した資料」という説明がある。「SEP 手引き」が規範と誤解される引用方法はなるべく避けるべき。	

18	改訂案では、原告が自分に有利な判決が見込める裁判所で訴訟提起する、いわゆるフォーラムショッピングによる裁判例が追加されている。権利者によるフォーラムショッピングがなされている旨、追記されたい。	「フォーラムショッピング」には厳密な定義が存在せず、いずれの訴訟がフォーラムショッピングによるものか客観的に評価することは困難であり、また、本手引きは「標準必須特許」のライセンスに関し、特許権者と実施者との間の交渉を円滑化し、紛争を未然に防止し、あるいは早期に解決することを目的とするところ、訴訟戦略に関する記載は見送ります。
19	「他方、各国の裁判例における結論の違いは、多くの場合、事実関係の違いによってもたらされているように見受けられます。近年、誠実な交渉をしていたかどうかについての事実関係の徹底的な探求を基礎として、SEP のライセンス交渉において当事者がどのように行動すべきかについての見方が、内外の裁判例において収斂してきているように見受けられます。」との記載があるが、「収斂している」とまでは言い難いのではないか。	手引き初版に記載のあった表現ではありますが、本意見募集においても様々な意見があったことから、「収斂している」との表現を、「内外の裁判例において蓄積されつつあります」に修正しました。
26	欧州委員会の動きについて、採択予定まで含めたより網羅的なものとされたい。また、専門家グループの報告書はその途上の一つであるが、欧州委員会の公式見解ではなく、司法判断等と並列に記載されるべきものではない。	
26	EC の SEP エキスパートワーキンググループ報告書が参照されている。同報告書の範囲は広いが、多くの誤りがあり、いくつか懸念を抱かせ、JPO によって参照されるべきではない。	
26	欧州委員会の専門家グループ報告書における「概括的なクレームチャート」に関する提案は、専門家グループによる75件の提案のうちの1つにすぎない。専門家グループによる報告書自体の位置づけ、及びその他の提案について、改訂案では網羅的な記載となっておらず、情報を正確に伝えているとは言い難い。本記載は、独最高裁判決の記載の直後に配置されているため、あたかも最高裁判決と同程度の重要性を持ち、法制度化される動きがあるような誤解を生じさせる構成となっている。実務上の観点からは、ライセンス交渉における「概括的なクレームチャート」の有用性（ライセンス交渉を促進する効果がどの程度あるか等）について疑問視する。以上から、当該記載の削除を提案する。	脚注において報告書が欧州委員会を拘束するものではない旨、専門家グループ内で全員が支持しているものでもない旨を明示しておりましたが、前後に記載している内容が、欧州司法裁、ドイツ最高裁、経済産業省の公式な見解であり、バランスの観点から、これらに該当しない専門家グループ報告書に関する記載は削除することとしました。
26	DG-GROW はこれまでの WEBINAR や対外発表で、専門家グループの報告書はさまざまな意見を羅列したものであり、DG-GROWはそれにより議論をリードしようとする意図を有しないと繰り返し述べている。現在の記載は専門家グループの意見の位置づけを特別なものと解釈する誤解を招くため、削除を希望。	
29	サプライチェーンにおける交渉の主体の問題について、取り下げられている質問付託だけに触れるのは、バランスを欠くのではないか。	
29	CJEUへの付託が取り下げられた結果、何らの判断もされておらず、「内外の裁判例や競争当局の判断」には該当しない。削除されたい。	「注目を集めました」との記載を削除しました。また、付託については、手引き改訂までの経緯の事実として記載しています。
29	CJEUへの付託があるがゆえに注目を集めたという表現は適切でない。	
44	脚注23について、「第三者の専門家によるSEPの必須性に関する分析の提示」だけでなく、「中立の第三者の専門家による必須性に関する分析の事実の公表」も誠実交渉を示すことであると明示されたい。	特許権者の行為に関する記載の脚注であり、第三者による公表は特許権者の行為に該当しないため、追記を見送ります。

44	脚注24について、「ライセンス実績が豊富な SEP を対象とする場合」だけでなく、「ライセンス対象となるすべてのSEPについて中立の第三者の専門家による必須性の分析が実施されていることが公表されている場合」も実施者が特許を侵害している根拠の説明は不要であると判断するケースもあるのではないかと。	第三者の専門家による必須性の分析がなされている場合は、請求項と標準規格や製品等との対応関係が示されていることになり、[044]で列挙された（2）に該当すると思料します。同等の内容が既に記載されているところ、脚注への追記は見送ります。
46	経済産業省様「標準必須特許のライセンスに関する誠実交渉指針」にて、ライセンス交渉において、権利者がクレームチャートを提示することが一般的である旨が記載されていることへの言及を歓迎。	手引きの内容に御賛同いただく意見と思料します。
51	誠実交渉指針を引用する段落[051]の脚注は、段落[050]が適当ではないかと。	いずれの段落にも関連するものと思われませんが、「誠実交渉指針」は誠実交渉の規範であるため、誠実か否かに関する[051]の脚注としています。
54	前回の当手引きにおける、「クレームチャート等の請求項と標準規格や製品との対応関係を示す資料について、実施者が特許権者の主張を理解できる程度に開示しない」との記載が削除されているが、前回手引きの当記載を元に戻されたい。 経済産業省「標準必須特許のライセンスに関する誠実交渉指針」（2022 年）において、権利者はクレームチャートを提示すべきである旨の指針が示されており、同指針について脚注等で引用されたい。 現在の記載では、ドイツ最高裁判例を容認したとも捉えられる懸念がある。 当手引きにおいて他の論点では上記誠実交渉指針が引用されているところ、当論点において引用をしないのは、経済産業省と貴庁とで意見が異なるとの誤った印象を国内外へ与え得る懸念がある。また脚注 29 において、ドイツ国内の一部の判例であることについて留意を促す中で、他の指針として当該誠実交渉指針を引用しないのには矛盾がある。	不誠実と評価される方向に働く可能性がある行為に関する記載ですが、最高裁においてその可能性を否定する判断がなされたため、削除しています。 なお、「誠実交渉指針」の御指摘の内容は、[048]の本文で引用しています。
54	以下赤字部分を追記頂きたい。 実施者にライセンス交渉を申し込む際に、SEPを特定する資料、 クレームチャート等の請求項と標準規格や製品との対応関係を示す資料 について、実施者が特許権者の主張を理解できる程度に開示しない クレームチャートはSEP権利者とSEP実施者のライセンス交渉の透明性を高め、交渉を促進させる重要な情報であることから、平成30年度版にあったクレームチャートの記載は今次改訂においても維持されるべきと考えるため。 脚注27でSisvel v. Haier(ドイツ、最高裁、2020年)に言及し、クレームチャートの記載が削除されているが、重要視されることが多い論点について外国の一国の裁判例だけに基つき記載内容を変更することは不適切と考える。	
54	脚注29における、以下の記載を削除すべき 「ただし、ドイツ国内の裁判例である点には留意する必要があります。」	御指摘の脚注の内容は、特定の裁判例に限った事項ではないため削除し、新たに脚注3を設け、その旨記載しました。
56	誠実性との関係でも、経済産業省「標準必須特許のライセンスに関する誠実交渉指針」（2022 年）における、実施者とサプライヤ等との協力関係に関する記載「実施者が自らライセンス交渉を進める上でサプライヤや弁護士・弁理士等の知見を必要とする場合に、実施者がライセンス交渉の過程で権利者から提示された情報をこれらの者に対して開示することを、権利者は妨げるべきではない。」を引用されたい。	「誠実交渉指針」の御指摘の記載は、「2. 実施者がライセンスを受ける意思を表明するまでの段階」に関するものではないため、[125]で引用しています。
59	経済産業省様の「標準必須特許のライセンスに関する誠実交渉指針」を参照し、実施者がFRAND 条件でライセンスを受ける意思を有する旨を表明する際に、対象特許の必須性・有効性・侵害該当性を争うことを留保することは、誠実にライセンスを受ける意思を有する実施者であることを否定することにはならない、旨に言及されていることを歓迎。	手引きの内容に御賛同いただく意見と思料します。

64	<p>「仮に、対象となる特許の数が比較的少なく、実施者が当該技術について知見を有しているような場合であれば、実施者は比較的短期間でライセンスを受ける意思の表明を行うことが合理的な場合があると考えられます。もあれば、他方、対象となる特許の数が多く、実施者が当該技術について知見を有していないような場合であれば、数か月程度、あるいはそれ以上が合理的な期間と言える場合もあります。」 (指摘理由) 規格技術を使用している場合、当該技術について知見を有していないことが、回答の遅れ、交渉当事者とならないことを正当化することはないのではないか。</p>	<p>当該記載は、御指摘のように交渉当事者とならないことを正当化するものではなく、実施者が知見を有する場合に、比較的短時間で応答が可能とするものです。</p>
66	<p>左記該当箇所に以下赤字部分を追記されたい。 「特許権者に対して、機密情報を含む詳細なクレーム解釈を有するクレームチャートを提供することを要求しながら、一切秘密保持契約の締結に応じない、あるいは秘密保持契約の条件修正を繰り返して交渉を遅延させる」 また、脚注42に以下を追記されたい 「ただし、ドイツ国内の裁判例である点には留意する必要があります。」</p>	<p>初版のとおり「一切」を追記しました。 御指摘の脚注の内容は、特定の裁判例に限った事項ではないため、脚注29から同様の記載を削除し、新たに脚注3を設け、その旨記載しました。</p>
79	<p>調停/仲裁について、グローバルな FRAND の裁定（広範なポートフォリオ料率の決定）を強制されるべきでない。同様に、当事者の国内裁判所へのアクセス権の放棄を必要とする可能性のある仲裁の文脈では、ポートフォリオの決定を強制するか、そのような手続きが合意されない場合は罰則を課そうとすることは不適切であり、既存の法律と権利に反する。</p>	<p>手引きに御指摘のような記載はありません。なお、[080]において、訴訟の代わりに調停や仲裁を選択できることを示していますが、当事者の合意が前提であることを明示しています。</p>
79	<p>訴訟前の ADR（調停や仲裁など）は、任意の選択肢のままとされる必要がある。裁判所が調停を命じない限り、またはその他の非常にまれな状況以外では、ADR は必須ではなく、当事者が参加しないことを選択した場合は参加する必要はない。調停、和解、または仲裁を奨励することが、SEP 実施者に与える影響を慎重に検討していただきたい。</p>	<p>[080]において、当事者の合意のもとにADRを選択できる旨を明示しています。なお、ADRにデメリットもあるという意見があるのは、[084]に記載のとおりです。</p>
91	<p>該当箇所の注釈として、以下の米国当局による意見表明事例を追加されたい。 ・米国司法省反トラスト局、米国特許商標庁及び国立標準技術研究所による SEP の救済に関する政策声明の改定案においては、当事者間の合意が成立しなかった場合、一般的には、権利者に対する金銭的な賠償で十分であるとされ、誠実なライセンシーへの差止請求権の行使は制限される旨が示されている。また、中立的な者が裁定した実施料率に従うことに実施者が同意した場合、不誠実な対応と判断されるべきではない旨明示されている。 ・米国連邦取引委員会リナ・カーン委員長及び同レベッカ・ケリー・スローター・コミッショナー（は連名で、Philips 社と Thales 社の米国国際貿易委員会(ITC)における係争に関する Public Interest in Investigation No. 337-TA-1240 に応じ、意見書を提出しており、同意見書においては、権利者が ITC において SEP 関連製品に対して排除命令を求めることへの懸念が示され、また、裁判所で FRAND 条件での解決が議論されている場合、排除命令は不適切でありかつ公益に反するとの意見が表明されている。</p>	<p>米国の政策声明（2019）が取り下げられたことを踏まえ、脚注9、70を修正しました。</p>
91	<p>JPO が、手引きを JFTC の「独占禁止法に基づく知的財産の使用に関するガイドライン」と調和させることを勧める。 JFTC のガイダンスによると、ライセンスの拒否、または FRAND 条件に基づいてライセンスを取得する「意思のある」当事者に対する差止命令の発令は、日本の独占禁止法に基づく排他的行為と見なすことができる。ガイドラインは、「意欲的な」ライセンシーかどうかは、双方の交渉当事者の行動に基づいて、ケースバイケースで判断されるとしている。JFTC は、また、将来のライセンシーによる SEP の有効性、必須性、または侵害に対する反論は、標準的なビジネス慣行を考慮して誠実に交渉を行う限り、非意欲的なライセンシーとみなす理由にはならないことを明確にした。SEP ライセンスエコシステム全体の利益のために日本政府のアプローチを調和させ、JPO が JFTC の基準を最新の手引きに組み込むことが不可欠である。</p>	<p>JFTC（公正取引委員会）のガイドラインは[091]脚注68に記載しています。「手引き」では、日本政府が示しているガイドライン、指針も含め、各国政府方針等を客観的に整理することとしています。</p>
91	<p>JFTC のガイダンスで、ライセンスの拒否、または FRAND 条件に基づいてライセンスを取得する「意欲のある」当事者に対する差止命令の発令は、日本の独占禁止法に基づく排他的行為と見なすことができると述べている事実を含めることを強く要望する。</p>	<p>御指摘の点については、[091]で脚注とともに記載しています。</p>

91	<p>「また、日本や欧州の競争当局は、FRAND条件でライセンスを受ける意思を有する者に対する差止請求権の行使は競争法違反となり得ることを示しています。」に続けて、以下を追記頂きたい。</p> <p>加えて、一定条件下で、ライセンサーとライセンスとなる者との間に大きな意見の隔絶が長期間にわたって存在したとしても、原告においてFRAND条件でのライセンス契約を締結する意思を有すると認定が直ちに妨げられるものではなく、差止を認めなかったという裁判例があります。</p> <p>脚注 イメージ v OneBlue LLC(H25(ワ)第21383号)では、ライセンサーとライセンスとなる者は本来的に利害が対立する立場にあることや何がFRAND条件での実施料が一義的な基準が存在するものでないこと等を挙げ、両者間で意見の隔絶が存在したとしてもFRAND条件でのライセンス契約を締結する意思が直ちに否定されるものではないとされました。</p> <p>ライセンサーとライセンスとなる者との間でライセンス条件を巡って見解の相違があることは実務上多いと考えられ、そうした状況の評価について日本の裁判所が考えを示した重要な裁判例であると考えられるため。</p>	<p>同段落は、競争当局の見解を記載するパラグラフのため、裁判例に関する追記は見送ります。</p>
93	<p>交渉実務上、交渉期間を通知することは稀である。これは、交渉期間中に当初は想定していなかった課題や論点が生じることが多く、期間の予測が難しいため。少なくとも、期間の予測の困難性に鑑み、通知した又は通知された交渉期間を超過したことを以って、不誠実と評価されるべきではないと考える。かかる旨の追記をお願いしたい。</p>	<p>[099]に意見として追記しました。</p>
96	<p>脚注71について 特許ライセンス交渉の実務において、交渉期間に2, 3年を要する場合も少なくない。交渉期間について「12 か月程度」、「9-12 か月程度」、「6~9 か月程度」との記載は実務と照らしてかなり短く、「交渉が迅速に行われた場合のイメージとして」との記載はあるが、読み手に誤解を与える懸念があり、交渉にて十分な議論を行う妨げになりかねない（例えば、交渉を十分に行わず短期で打ち切る理由に使われてしまう等）。2~3年を要する場合もある旨の追記をお願いしたい。</p>	<p>交渉期間については様々な意見がある点を反映するように、脚注71を修正しました。</p>
98	<p>ライセンス交渉実務においては、判決で示された規範等に留意しながら交渉を進めることが一般的である。権利者が「交渉期間を不当に短く」設定することや「適切に評価するための時間を確保」させないことは、不誠実と判断される可能性が高いため、通常起こり得ない。仮に、実施者側が「交渉期間が不当に短い」、「適切に評価するための時間が確保できない」と考える場合、その理由を示すと共に、検討時間の延長等を求め、権利者がこれに応じることが一般的である。</p> <p>特許技術の利用対価であるライセンス料相当分が製品価格に上乗せされること自体は一般的であり、SEPに限った話ではない。FRANDが原則であるSEPライセンスにおけるライセンス料は合理的な範囲となるものと考えられるため、「ライセンスの条件によっては製品価格の高騰を招き」という表現は、「手引き」の利用者に誤った理解を生じさせる恐れがある。更に、「標準技術の採用や普及にも影響を及ぼす」という記載についても同様。当該記載は削除されるべき。</p>	<p>検討時間の延長については、[095]に記載しています。</p> <p>製品価格の高騰については、ライセンス条件がFRANDでない場合に生じるものであることが明確になるよう修正しました。</p>
100	<p>SEP 保有者が「すべての第三者」に FRAND 条件でライセンスを提供する（つまり、「License to All」）必要があることを手引きで認めるよう、JPO に求める。</p>	<p>手引きでは、意見の隔たりが見られる論点については、双方の意見を記載していません。</p>
103	<p>JPO に対し、脚注 74 から次の文を削除するよう要望する「この見解については、SEP 保有者から異論が唱えられています。」 IEEE-SA のポリシーの明確化に関する事実の記述への同文の追加は、IEEE-SA のオープンで同意に基づく規則制定過程内で、合法的に行われた IEEE-SA の特許ポリシーの明確化を、不当に減弱化するため。</p>	<p>御指摘の記載は改訂前から存在するものであり、IEEEのIPRポリシーについて異論があるのも事実であるため、原文を維持します。</p>
103	<p>・本記載は、その前段での記載「また、FRAND宣言は、…一般に“access for all”と呼ばれています。」と同趣旨の内容を繰り返しているに過ぎない。 ・当該追加部分には新しい情報が含まれていないにも関わらず、対立構造のうち片方だけの説明を補強する結果となっており、双方の立場から見るとバランスに不均衡が生じている。</p>	<p>御指摘の箇所の記事内容は同じものではなく、また、文章の多寡が特定の立場の意見の強弱を意味するものでもないため、原文を維持します。</p>

104	<p>経済産業省が2020年4月に公表（日本語及び英語）した「マルチコンポーネント製品に係る標準必須特許のフェアバリューの算定に関する考え方」において、マルチコンポーネント製品に係る標準必須特許のフェアバリューの算定に関する三原則の一つとして「原則① ライセンス契約の主体の決定は「License to all」の考え方による」と題された上で、具体的に「標準必須特許権者は、サプライチェーンにおける取引段階にかかわらず、ライセンスの取得を希望する全ての者に対してライセンスしなければならないとする考え方（License to All）が適切である。」との考えが示されている。「License to All が適切である」との考え方が存在するという事実について、記載を追加されたい。</p>	<p>「マルチコンポーネント製品に係る標準必須特許のフェアバリューの算定に関する考え方」について、原則①～③をそれぞれ対応する箇所（脚注75, 116, 119）で引用しました。</p>
104	<p>脚注76 （修正提案） Nokia v. Daimler（ドイツ、マンハイム地裁、2020年） （指摘理由） Nokia v. Daimler 事件は、Nokia v. Daimler, 2 O 34/19, 2020.08.18, LG Manheimと、のNokia v. Daimler, 21 O 3891/19, 2020.10.30, LG Muenchenとの2つがあるが、前者を指すのではないか。</p>	<p>御指摘のとおり修正しました。</p>
104	<p>脚注77において、Continental v. Avanci 事件の地裁判決（米国、テキサス北部地裁、2020年）を記載しているが、その後、2月28日に第5巡回控訴審判決が出ている。修正が必要ではないか。 また、別の案として、「FTC v. Qualcomm（米国、第9巡回区控訴裁、2020年）」を追加してはどうか。</p>	<p>Continental v. Avanciについて、第一審の記載を残しつつ、控訴審の判断を追記しました。</p>
104	<p>（修正提案） 「このうち一部の裁判例では、特許権者はサプライヤーに優先的にライセンスをする義務があるかなどについての見解を求めるべく、欧州司法裁判所への付託がなされています。ただし、この付託は元の裁判が和解となったため取り下げられており、欧州司法裁判所の見解は示されていません。この点、欧州司法裁判所に付託された判断を必ずしも待つ必要はなく、訴訟を中断する必要はないという裁判例もあります。」 加えて、対応する註も追加する。「Sisvel v. Wiko（ドイツ、カールスルーエ高裁、2020年）」</p>	<p>御提案いただいた内容は、裁判の進め方に関するものであって、当該段落で議論されているライセンス交渉の主体とは必ずしも関係しないため、追記は見送ります。</p>
104	<p>・CJEUへの付託が取り下げられた結果、何らの判断もされておらず、「内外の裁判例や競争当局の判断」には該当しない。当該内容をその他判例と同列に記載することにより、「手引き」の利用者に誤った理解を生じさせる恐れがある。 ・CJEUに付託された質問は、「ライセンス義務」に関するものだけでなく、SEPライセンスに関する他の重要な論点も含まれていたが、改訂案では網羅的な記載となっておらず、情報を正確に伝えているとは言い難い。 ■当該記載と関連する記載について削除を提案する。</p>	<p>付託されたという事実について、記載しています。 なお、CJEUが見解を示していないことを本文に明示しており、誤解は生じないと考えます。 また、提起された論点について網羅的でないのは他の裁判例でも同様ですが、引用している段落と関係のあるものを記載しています。</p>
104	<p>SEPライセンスが争点となった最新の裁判例を追加すべき ・米国におけるContinentalとAvanciの訴訟については、本年2月CAFCの判決がなされている。 本判決は「サプライヤーに対するライセンスを拒絶していることがシャーマン法に違反するか」を争点としており、「手引き」におけるライセンス交渉の主体にも大きく関連する内容であるため、権利者・実施者双方にとって重要な判決である。仮に、当該判決内容が、いずれか一方の当事者にとって不利なものだとしても、交渉実務に際しては、最新動向を漏れなく理解しておくことが有益である。 ■本判決を「手引き」に追加すべき。</p>	<p>御指摘踏まえ、裁判例を追加しました。</p>
104	<p>以下2点を追記頂きたい。 ・経済産業省が2020年4月に公表した「マルチコンポーネント製品に係る標準必須特許のフェアバリューの算定に関する考え方」において、「SEP保有者はサプライチェーンにおける取引段階にかかわらず、ライセンスの取得を希望する全ての者に対してライセンスしなければならないとする考え方（License to All）が適切である。」との考えが示されている。 ・シンガポール競争当局（CCCS: Competition and Consumer Commission of Singapore）は、2022年4月1日に公表した知的財産権の取り扱いに関するガイドライン（CCCS Guidelines on the Treatment of Intellectual Property Rights）において、SEP保有者が市場において支配的地位を占める場合、バリューチェーンのいかなる者に対しても、FRAND条件でライセンスを申し込む者を拒絶することは競争法上の懸念を惹起すると認識を示している。</p>	<p>「マルチコンポーネント製品に係る標準必須特許のフェアバリューの算定に関する考え方」について、原則①～③をそれぞれ対応する箇所（脚注75, 116, 119）で引用しました。 一方、シンガポール競争当局のガイドラインは、具体的にどのような場合に競争法上の問題となるのか明らかでないことから、追記は見送ります。</p>

105	<p>サプライチェーンにおける交渉の主体「特許発明の本質的な部分が、サプライヤーの供給する部品に閉じている場合は、サプライヤーがライセンス交渉の主体となることが適切である」との記載に賛同するが、以下の観点での言及も追加されたい。</p> <p>最終製品メーカーのみへのライセンスとした場合、サプライヤーの特許発明へのアクセスは下請製造に限られ、サプライヤーの自主的な製品開発、新規市場・顧客の開拓の妨げとなり、イノベーションやマーケットの成長を阻害します。</p> <p>また、最終製品メーカーとライセンス交渉を行うことで、必要な交渉の数を最小化し、交渉コストを削減できる旨を記載頂いておりますが、こちらは権利者の立場の場合ですので、以下の観点での言及もお願い致します。</p> <p>商流全体を俯瞰しますと、ライセンス交渉の解決後に、商流内で知財補償の交渉が生じます。最終製品メーカーは複数の一次サプライヤーと、一次サプライヤーは複数の二次サプライヤーとの間で交渉が必要になり、商流内のレイヤーとサプライヤーの数だけ知財補償の交渉が生じます。従い、最終製品メーカーとの交渉は却って全体の交渉数、交渉コストを増大させ、社会コストを徒に増加させる虞があります。</p>	<p>[105]に関する御意見でしたが、[104]に意見として追記しました。</p> <p>知財補償（特許補償）については[113]-[116]に記載しています。また、プレーヤーの数（交渉数）の観点については[107]-[108]に記載しています。</p>
108	<ul style="list-style-type: none"> ・注釈の本来の目的は、本文に記載された内容について、その意味を解説することであると思慮する。 ・新たに追加された注釈は、出所が不明な「意見」を用いて本文中の「意見」を補足的に解説しているが、ある「意見」を他の「意見」で補足すること、また出所が不明な「意見」を用いることは説得性に乏しく不適當である。 ・実務上の観点からも当該記載の正確性及び有用性について疑問視する。 <p>■本注釈は削除すべき。</p>	<p>「手引き」では、意見を補足するための意見を記載する場合にも脚注を利用しています。</p> <p>また、追記されたような意見があったのも事実であることから原文を維持します。</p>
108	<p>経済産業省が2020年4月に公表した「マルチコンポーネント製品に係る標準必須特許のフェアバリューの算定に関する考え方」において、「SEP保有者はサプライチェーンにおける取引段階にかかわらず、ライセンスの取得を希望する全ての者に対してライセンスしなければならないとする考え方（license to all）が適切である。」との考えが示されているため追記されたい。</p> <p>加えて、今般の手引き改定の趣旨の一つでもある、P.2の最後の2行目以降の段落の記載を用いながら、「今後IoTが拡大する中では、様々な用途・産業において、より多くの最終製品メーカーが多様かつ幅広く標準技術を使用することになるため、最終製品メーカーとの比較において大幅に数が少ない、より上流のサプライヤーが交渉の当事者となるのが最も効率的となります。」と追記されたい。</p>	<p>「マルチコンポーネント製品に係る標準必須特許のフェアバリューの算定に関する考え方」について、原則①～③をそれぞれ対応する箇所（脚注75, 116, 119）で引用しました。</p> <p>一方、サプライチェーンの中のどの者が当事者となるのが効率的かは意見の隔たりがあるところ、特定の見解を示すことを求める意見の採用は見送ります。</p>
109	<p>手引き改訂案での JPO の特許消尽に関する議論を高く評価する。特許消尽の役割に関する質問は、如何なる意欲的で合理的なライセンシーにも FRAND 付帯 SEP ライセンスが利用可能となる必要性という観点から見る必要がある。</p>	<p>手引きの内容に御賛同いただく意見と史料します。</p>
109	<p>特許消尽の原則は、特許を実施した商品の最初の販売により、その商品に対するすべての特許権が消滅すると結論する。特許権者が特許の対象となる製品を販売すると、その製品の downstream の購入者またはユーザーに対してその特許を主張することはできなくなる。特許消尽の原則は、特許権に確実性を提供し、不適切な「二重取り」を防ぐために重要である。健全な特許制度の基盤であるこの重要な原理を変更または排除する進言に強く反対する。</p>	<p>[109]-[110]において、消尽と二重取りの観点について記載しております。</p>
114	<ul style="list-style-type: none"> ・Softbankは「最終製品メーカー」ではないため、注釈に当該判決を用いることは不適當である。 ・加え、注釈で新たに追加された事項（例：知財補償条項など）は、知財高裁による判断を正確に記載したものとは言い難く、「手引き」の利用者に誤った理解を生じさせる恐れがある。 <p>■本注釈は削除すべき。</p>	<p>特許補償条項に関する事件として当該判決に言及しています。</p> <p>なお、記載については有識者にも確認いただいています。</p>
116	<p>「特許補償の契約」について、調達する立場での問題が記載されていない。特許補償契約について、サプライヤーの立場の課題のみを取り立てて強調することは、商習慣上のバランスを欠く。サプライヤーにとっての「過大な負担」は、調達側にとっても「過大な負担」であるとも考えられることから、下記を追記することを希望。</p> <p>追記案： 「…部品価格を SEP の技術的価値を反映した額にすることが妥当であるとの意見があります。算定の基礎の選択が最終的なロイヤルティ額の大小に直結するものではないとの考え方によれば、FRAND 条件を満たすライセンス料自体が、サプライチェーン上の誰が支払っても過大な負担とならないものであるべき、との意見があります。」</p>	<p>サプライヤーの立場に関する段落ですので、ほかの立場からの意見について、この段落での追記は見送ります。</p> <p>一方、合理的なロイヤルティについては、III. A. に記載しております。</p>

117	JPO は、潜在的なライセンサーが、ライセンス提案がFRAND であるかを公正かつ透過的に評価するため、秘密保持の前提条件や要求なしに、特許権者の SEP ライセンスの請求の主張根拠及び理由の詳細を取得する権利を有するという考えに賛同すべきである。	秘密保持契約に関する考え方は、[117]-[127]に記載しています。 秘密保持契約についても意見の隔たりがあるところ、特定の見解を示すことを求める意見の採用は見送ります。
130	・改訂版では、「一部の特許」の例として初版に記載されていた「(概ね30件程度)」及びその注釈「Sisvel v. Haier (ドイツ、高裁、2016年)判決」が削除されているが、多数のSEPを保有する権利者による実交渉における目安として当事者が理解しておくべき事実であり、削除は妥当でない。 ・「一部の特許についてのみ」という曖昧な文言よりも、具体的な件数を例示することが、「手引き」の利用者にとっても有用である。 ■以下の通り、初版の記載に戻すことを提案する。また、注釈にSisvel v. Haier (ドイツ、高裁、2016年)判決を記載すべき。 「例えば、数百件の特許に関わる場合、当事者は最も価値が高いと考える一部の特許 (概ね30件程度) についてのみ議論したり、」	最高裁で高裁判決を破棄する判断がなされているため、削除しました。
137	「特許の有効性については登録された国の裁判所のみが裁判管轄を有する」の記載は特許独立の原則を考慮すれば、ごく一般的であり、初版以前の2006年における判決を引用する記載でもあることから、本注釈を新たに追加する意図が汲めない。 ■本注釈を追加した意図を明確化するか、明確な意図が無い場合は削除すべき。	国際裁判管轄については属地主義とはまた別個に管轄の適否が判断されるところ、裁判管轄に関する規定や裁判例として記載しています。 初版以前の裁判例を引用していますが、新たなセクションを設け、初版では言及されていなかった内容を追加したことによるものです。
138	対訴訟差止命令の適切性を十分に検討し、それらの利用可能性の適切性についての包括的な宣言を避けるよう要請する。対訴訟差止命令は、特定の国での使用について包括的に非難することなく、個々の事件の事実に基づいて判断されるべきである。	現在の記載において、対訴訟差止命令の適切性に関する見解は記載していません。
140	以下の「註」を追加。 ○2021年7月6日、EUは、TRIPS理事会においてTRIPS協定63条3項に基づき、中国に対してSEPに関連する裁判例の判決文などの情報提供を要請。これに対し中国は、回答義務はないと回答。 ○2022年2月18日、EUは、中国の禁訴令について、WTO協議要請。日本、米国、カナダは、第三国として協議への参加を要請。	係属中の案件であるところ、原文を維持します。
140	(修正提案) 「註 96」を、[140]の註に移動する。 (指摘理由) 本指摘箇所の記事の中の「意見があり」が、どう「意見」かが分かるようにした方がよいのではないか。	御指摘の脚注は係属中の案件であるところ、原文を維持します。
140	「国際裁判管轄について、ASI は特許権者による権利行使を規制し、また、正当な貿易 の障害を生じさせるものであるという意見があり、早期の解決が望まれます。」 EU が WTO への申立を行い、それに対して日本、米国、カナダも参加を表明し、WTO での議論に進むことへの記載もあっていいのではないか。	係属中の案件であるところ、原文を維持します。
141	自称パテントプールと言う団体が数多く見られるが、パテントプールを名乗る上での基本的条件として、以下を満たすことが重要である。 (i) 中立の第三者機関が運営管理していること (ii) ライセンス条件、ライセンサー、ライセンサー、ライセンス対象特許およびライセンス対象規格等の情報が公表されていること (iii) 全てのライセンス対象特許が中立の第三者機関によって必須性の判定を受けていること (iv) 私利私欲のためでなく、特許権者と実施者の間に立ち、対象となる標準規格技術の普及促進に貢献すること	御意見を踏まえ、今後の見直しに向け議論を継続していきたいと考えます。
157	「SSPPU は、SEP ではない特許の侵害について争われたCornell Univ. v. Hewlett-Packard (米国、連邦地裁、2009 年)、・・・ロイヤルティが評価されています (CSIRO v. Cisco (米国、CAFC、2015 年)) 。」 脚注107 ・「手引き」のコンセプトを考えると、SEPではない特許の侵害について争われた本地裁判決を参照するのではなく、SEPかつSSPPUに関して説示したFTC v. Qualcomm (米国、CAFC、2020年) の方が、より最近かつ上級審における判断であるため適当である。 ■Cornell Univ. v. Hewlett-Packard (米国、連邦地裁、2009 年)に代え、FTC v. Qualcomm (米国、CAFC、2020年)を注釈に用いるべき。	SSPPUについて説明するため、Cornell Univ. v. Hewlett-Packard (米国、連邦地裁、2009 年)を記載しています。 一方、御意見踏まえ、FTC v. Qualcommを追記しました。

157	<p>ロイヤルティの累積の影響は、市場で競争するためにオープンスタンダードに依存している中小企業のイノベーターにとって特に有害となる。JPO が同議論を手引きに含めることを推奨する。</p> <p>(SSPPU) 理論を含む理論の議論を提案している。我々は、過去、SSPPU アプローチなどが計算の信頼できる基盤として浮上しているにもかかわらず、ロイヤルティベースの計算に関する排他的な立場を回避するよう JPO に求めた。最終的な改訂手引きでも保持するよう強く求める。</p> <p>また、JPO は、有効で、侵害され、強制力のある FRAND 付帯 SEP の合理的なロイヤルティ率は、標準への取入れとは無関係に、実際の特許発明の価値を含めた多種の要因に基づく、包括的なものであることを手引きで明確にすべきである。</p>	<p>ロイヤルティスタッキングは中小企業に限定せず、起こり得る問題として[185]に記載しています。</p> <p>また、SSPPUや合理的なロイヤルティについては、意見の隔たりがあるところ、原文を維持します。</p> <p>標準に組み込まれた後に加えられた価値については[154]-[156]に記載していません。</p>
157	<p>(案)</p> <p>註 111「HTC v. Ericsson (米国、連邦地裁、2019) では、ETSI の IPR ポリシーは、算定の基礎を SSPPU とすることを要求していないし、排除もしていないとされました。FTC v. Qualcomm (米国、第 9 巡回区控訴裁、2020) では、いずれの裁判所も、SSPPU のコンセプトは合理的なロイヤルティを算定するための既定ルールとは判断していないとされました。」</p> <p>(指摘理由)</p> <p>FTC v. Qualcomm, Circuit, US Court of Appeals for the Ninth (Aug. 11, 2020)においても、HTC v. Ericsson と同様に、以下のように判示しております。2018 年から 2022年の間の近時の重要判例だと思いますので、同様に記載すべきように思われます。</p>	<p>御提案の箇所ではありませんが、脚注107に同判決を追記しました。</p>
157	<p>「[部品]の価格を“SSPPU”、…サプライチェーン下流の「最終製品」の…、最終製品がSSPPU だと考えられる場合もあり得ます。」改訂版 注釈106</p> <p>・本手引きの記載「最終製品がSSPPU となる」という考えは、論理が飛躍し過ぎており、理解し難い。</p> <p>・「手引き」には、実務に則した情報を的確に記載することが重要であり、「理論上あり得る」という理由のみで記載を許容すべきでない。</p> <p>・加え、「最終製品がSSPPU だと考えられる場合もあり得ます。」という記載に関し、実務上の観点からも当該記載の正確性及び有用性について疑問視する。</p> <p>■本注釈は削除すべき。</p>	<p>御意見を踏まえ、実際に最終製品のシステムがSSPPUだと主張された事件に言及するよう脚注106を修正しました。</p>
161	<p>コネクテッドカーについて、あたかも「EMV」を基礎とすべきといった主張が展開されているように読めるが、少なくとも権利者がこのような主張を行っている事実は確認していない。本記載は「手引き」の利用者に誤った理解を与えかねない。</p> <p>一方で、主に実施者から、SSPPUを算定の基礎にすべきという主張があるというのは事実である。</p> <p>以下の通り修正を提案する。</p> <p>「通信技術が製品の機能の一部を占めるに過ぎないスマートフォンやコネクテッドカーなどが出現し、主に実施者から、SSPPUを算定の基礎にすべきという主張がある。」</p>	<p>[161]に記載のような意見があるのも事実であるところ、原文を維持します。</p>
184	<p>「マルチコンポーネント製品に係る標準必須特許のフェアバリューの算定に関する考え方」において、マルチコンポーネント製品に係る標準必須特許のフェアバリューの算定に関する三原則の一つとして「原則② ロイヤルティは、「トップダウン」アプローチにより算定する」と題され、具体的な理由も示されているところ、これらを追記されたい。</p>	<p>「マルチコンポーネント製品に係る標準必須特許のフェアバリューの算定に関する考え方」について、原則①～③をそれぞれ対応する箇所（脚注75, 116, 119）で引用しました。</p>
202	<p>JPO は、SEPのロイヤリティ評価が、(1) 無関連の SEP や、無関係の者により標準策定過程で取入れられた他の創造、および (2) 市場で競争するためにオープンスタンダードに依存する下流の創造者の創意工夫に、基づくことを可能にする価格設定スキームを承認することは避けるべきと強く進言する。現在の案のままでは、JPO の手引き改訂案は、使用ベースの価格設定を容認してしまう。</p> <p>JPO が、2.「用途が異なる場合のロイヤルティ」を省くよう求める。</p>	<p>手引きには、御指摘のように「使用ベースの価格設定」を容認する記載はありません。御指摘の段落は、主張や見解があることを記載しています。</p>
-	<p>日本企業にとっての交渉相手は海外企業となることが多いため、諸外国の動きやポリシー間の相違等を踏まえて交渉に対応できるよう、諸外国の主要な調査報告に含まれる意見や主要なポリシーを手引き（あるいはその参考資料）に反映することで、国内外の動向が幅広く一元化された使い勝手のよい情報源として引き続き更新されることを希望。</p>	<p>引き続き情報の更新に努めていきたいと考えます。</p>

-	<p>経済産業省の「標準必須特許のライセンスに関する誠実交渉指針」の記述のうち、「手引き」の本文に実質的に同一の内容があるものについては脚注に移動されたい。</p> <p>諸外国の政策声明などは脚注であることとのバランスを検討されたい。</p> <p>重複する内容は削除して、冗長さを軽減されたい。</p>	<p>誠実交渉指針の内容については、対応するものが手引き本文に無い場合、本文で引用しています。引用する位置の差は、重要性を意味するものではありません。また、重複する記載がないか、見直しを行いました。</p>
-	<p>経済産業省「標準必須特許のライセンスに関する誠実交渉指針」（2022年）」の記載を引用する位置によって、特許庁が重要性等の違いを示しているように受け取られかねないため、「手引き」の注釈又は本文のいずれかに統一した記載とすることを要望。</p>	
-	<p>「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」の改訂を歓迎。裁判例は今後も増えていくので、適宜最新情報を取り入れて改訂することをお願いしたい。</p>	<p>引き続き、情報の更新に努めていきたいと考えます。</p>
-	<p>SEPライセンスプログラムを有する会社を「イノベーター」、標準を利用する人々を「実施者」と呼ぶのを避けていただきたい。ライセンシーも標準を使用して市場で創出と創造を行っている。私たちは、JPOが、そのような誤った二分法を採用することを避けていることを支持する。</p>	<p>手引きの内容に御賛同いただく意見と史料します。引き続き、特許権者、実施者という呼称を使用します。</p>
-	<p>手引きの改定に限らず、特許庁HPでの情報更新も期待。</p>	<p>御期待に沿えるよう、今後の課題としていきたいと考えます。</p>
-	<p>ヒアリング先の選定基準が不明瞭であり、ヒアリング先も電気機器業界への偏りがあるのではないかと。今後の改定の際には、事前の意見募集等により幅広い業界・ステークホルダーからの多様な意見が収集されたい。</p>	<p>ヒアリング先企業はバランス良く選定していますが、御指摘を踏まえ、今後の見直しに向けて検討していきたいと考えます。</p>
-	<p>本改定案では、様々な論点について多様な意見が記載されているが、これらの意見がどのような立場から発されたものか、その発信元の属性、全体意見に占める割合等を確認できることを希望。</p>	<p>透明性の確保については引き続き努めますが、出所を明らかにしないことを前提に示された御意見があることにもご理解ください。</p>
-	<p>経済産業省の指針に対する引用記載が著しく増えており、グローバルなSEPの議論の客観的ベースという本来の趣旨からずれたのではないかと。</p>	<p>「手引き」では、日本政府が示しているガイドライン、指針も含め、各国政府方針等を客観的に整理することとしています。</p>
-	<p>JPOの誠実な行動に関する議論に関して、CWA95000-標準必須特許のライセンス付与のための中核原則とアプローチに含まれる包括的、分野横断的、およびコンセンサスペースのソリューションの利用を再度推奨する。また、これらのコメントに追加されているのは、SEPライセンスの影響を受けるすべての利害関係者に役立つガイダンスを作成することに成功した、幅広い利害関係者を網羅する包括的な取り組みである。JPOは、SEPライセンスシナリオで誠実な行動を構成するものについての助言のフレームワークをCWA95000と整合させることを強く勧める。</p>	<p>御提示いただいた資料を参考とし、今後の見直しに向け議論を継続していきたいと考えます。</p>
-	<p>SEPライセンス交渉を促進する上での透明性と予測可能性の重要性を認識するようJPOに求める。</p> <p>JPOが手引きの範囲内で、SSOの役割を十分に理解し、さらにSEPライセンスにおける誠実な行動に関するガイダンスを策定する場合には、競争促進的な交渉活動を進める上でSSOが果たすことができる重要な役割に付言することを奨励する。</p>	<p>SSOの役割については、[006]以下に記載しています。</p>
-	<p>まず、侵害者/潜在的なライセンシーとされる者に接触する誠実なSEP保有者は、潜在的なライセンシーがライセンスを取得する必要があるかどうか、および必要な場合はライセンサーのオファーがSEP所有者のFRAND義務に準拠しているかどうかを評価するために、各SEPについて十分な説明と根拠を提供する必要がある。</p> <p>合意された条件は、関連する1つまたは複数のSSOによって決められるFRANDの意味に関する要件と一致している必要があり、また、必須性、有効性、および侵害の主張に対する十分な反論を主張する機会も確保する必要がある。</p> <p>JPOに対し、意欲/誠実さの表示方法または当事者間のコミュニケーション方法の形式または実体に関し、過度に規範的なガイダンスまたは要求を避け、その代わりに、SSOガイダンス、競争法当局のガイダンス、および判例に準拠するように要望する。</p>	<p>御指摘の内容は、[044], [059], [069], [073]などに記載しています。</p> <p>また、手引きでは、各国政府の指針や裁判例等を客観的に整理することとしています。</p>

-	<p>SEP ライセンスのシナリオでは、ある当事者が別の当事者に応答するに際して、厳格な時間的要件を設定しないよう JPO に強く推奨する。妥当な応答時間は、申し立てられた侵害の詳細に応じて（場合によっては大幅に）異なり得る。</p>	<p>手引きでは、合理的な応答期間が様々な要素によって変わり得るものであることを [063], [075]などに記載しており、厳格な時間的要件は設定していません。</p>
-	<p>パテントプールが、自己がライセンスする SEP の自主的 FRAND コミットメントに拘束されることを確認するよう推奨する。SEP 移転に関する立場と FRAND コミットメントは明確であるが、改訂後手引きが対処すべき SEP 保有者とそのパテントプールによるゲームマンシップを、我々は引き続き経験している。特に、パテントプールは特許を所有しておらず、代わりにパテントプール管理者がプールに貢献する特許所有者に代わって代理人として行動するため、このような明確化が必要となる。私たちとエコシステムの大多数は、プールが、自己がライセンス供与している SEP の FRAND コミットメントに制約されると信じるが、一部のプールはこの現実を否定し続ける。JPO は、SEP 所有者が SEP を（SEP をライセンスする権利を含む）譲渡した、パテントプールを含めたすべての企業は、例外なくそのコミットメントに拘束されることを明確にする必要がある。パテントプールが SEP ライセンス過程に効率をもたらしうることのみならず、SEP プールによる濫用が、SEP ライセンサーの濫用による害悪と反競争的な影響を増長することの JPO の承認と認識を勧める。</p>	<p>この手引きは、法的拘束力を有するものでも、規範を設定するものでもないところ、「FRANDコミットメント」の拘束力についての規範を設定する御提案の内容の追記は見送ります。</p>